

令和 8 年第 2 回芦屋町議会臨時会

会期日程（案）

1 日間

自 令和 8 年 7 月 1 4 日

至 令和 8 年 7 月 1 4 日

月 日	曜	種 別	内 容	開始時刻
7 月 1 4 日	火	本会議	議案上程、提案理由説明、質疑、討論、表決	午前 1 0 時

令和 8 年 第 2 回 芦 屋 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程

令和8年7月14日 午前10時 開議

日程第 1 会 期 の 決 定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 報告第 8 号 専決処分事項の報告について

日程第 4 報告第 9 号 専決処分事項の報告について

日程第 5 発議第 2 号 議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について

報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 7 月 14 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、総合体育館非常用電源整備工事の請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 30 日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 変更前の契約金額 | 一金 133,252,900 円也 |
| 2. 変更後の契約金額 | 一金 133,216,600 円也 |
| 3. 変更理由 | 基礎工事の工法変更、工事出来形による変更等 |

報告第 9 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 7 月 14 日提出

芦屋町長 貝 掛 俊 之

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、庁舎非常用電源整備工事の請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 30 日

芦屋町長 貝 掛 俊 之

記

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. 変更前の契約金額 | 一金 179,821,400 円也 |
| 2. 変更後の契約金額 | 一金 184,725,200 円也 |
| 3. 変更理由 | 基礎工事の工法変更、工事出来形による変更等 |

発議第 2 号

議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり芦屋町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 7 月 14 日提出

芦屋町議会議長 辻 本 一 夫 殿

提出者 芦屋町議会議員 辻 本 一 夫

賛成者 芦屋町議会議員 内 海 猛 年

賛成者 芦屋町議会議員 中 西 智 昭

議員定数調査特別委員会の設置に関する決議

【趣旨】

芦屋町議会においては、平成25年12月に議員定数を13人から1名減の12人とする条例改正を行い、現在に至っている。

しかしながら、本町の人口については、将来推計においても更なる減少と高齢化の進行が見込まれており、今後は人口に応じた定数に見直すといったことも検討していく必要があると考えている。

一方、行政監視機能や政策立案・政策提言機能など、地方議会にはこれまで以上に重要な役割が求められており、議員グループによる各種団体との意見交換や本年6月定例議会における「観光施策に関する決議」の提出など、議会機能の充実に向けた取り組みを進めているところである。

また、議員のなり手不足や若年層の政治参加を促進する視点から、全国町村議会議長会より議員報酬についての提言がなされ、全国的にも議員定数の見直しが進むなか、近隣自治体でも議員定数の削減が行われている現状である。

こうした状況を踏まえ、当議会においても議員定数の在り方について、調査・検討を行う必要性を感じており、来年予定されている町議会議員選挙を前に、現在の議員が責任を持ってその方向性を示すことは、将来にわたって持続可能な議会運営を図る上で極めて重要であると考えます。

本特別委員会は、人口動向、類似団体との比較や議会機能への影響など、様々な視点から総合的に調査・検討を行うため、設置をお願いするものである。

記

- | | |
|------------|----------------------|
| 1. 名 称 | 議員定数調査特別委員会 |
| 2. 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び委員会条例第6条 |
| 3. 委 員 数 | 12名（芦屋町議会議員全員） |
| 4. 付 議 事 件 | 議員定数の調査・研究について |
| 5. 審 査 期 間 | 調査終了まで |